

東員町特産品認定基準

東員町特産品認定要綱第2条第1項の規定に基づく特産品の認定基準につきましては、以下の各項目を満たしている商品を対象とします。

1 食品・加工品

(1) 東員町らしさに関する基準

- ・郷土色豊かで、歴史や経緯など地域に根ざした物語性又は話題性がある商品
又は原材料、利用材料において、本町で生産された産品等の割合が高い商品

(2) 戦略・特徴に関する基準

- ・ネーミング、デザイン、利便性等の商品特性の優位性又は独自性がある商品

(3) 安全・安心及び品質に関する基準

- ・生産又は製造から販売まで、関係法令等に適合し、食味又は成分等が優れている商品

(4) 申請者と申請商品に係る適正性に関する基準

- ・申請者の業種及び主な業務内容に沿った商品

(5) 市場性に関する基準

- ・販売場所や取引先の確保が保たれ、継続的かつ安定的な生産、販売が見込まれる商品

2 工芸品

(1) 用途に関する基準

- ・日常生活の用に供され、又は生活に密着し安らぎと潤いをもたらす工芸品

(2) 製造過程に関する基準

- ・主な工程が、手づくりで行われている工芸品

(3) 伝統性に関する基準

- ・経験が積み重ねられ、特徴的な技術、技法により制作された工芸品

(4) 品質に関する基準

- ・商品の持ち味に大きく関係する原材料へのこだわりがある工芸品

(5) 制作拠点に関する基準

- ・町内において、継続した制作期間を有している工芸品

(6) 商品性に関する基準

- ・趣味を超え商品化された工芸品

3 農産物

(1) 東員町らしさに関する基準

- ・東員町の自然と恵みに育まれて生産され、地域に根ざした物語性又は話題性がある農産物

(2) 魅力性に関する基準

- ・消費者の心を引きつけるアピールポイントが適正な農産物

(3) 独自性に関する基準

- ・生産者の生産過程における独自の栽培技術がある農産物

(4) 安全・安心に関する基準

- ・生産履歴があり、農薬・栽培管理など一定の基準を設け管理されている農産物

(5) 継続性に関する基準

- ・生産・出荷体制及び品揃えが充分であり継続的な生産に期待できる農産物

(6) 市場性に関する基準

- ・販売場所や取引先の確保が保たれ、多くの消費者に販売されている農産物